

生活保護のしおり

この「しおり」は生活保護制度の仕組みや申請手続きについて説明したものです。
分からないことやご相談のある方は萩市福祉事務所へおたずねください。



萩市福祉事務所

(R7.1改訂)

生活保護とは

私たちは、毎日の生活の中で突然の病気やけがなどにより収入が減ったり、無収入になることがあります。

また、収入があっても医療費の支払いなどにより生活していくことが難しいときがあります。

生活保護は、日本国憲法第25条（生存権）の規定に基づき、健康で文化的な生活を保障するため、世帯の生活を援助し、様々な自立*に向けた支援をすることを目的とした制度です。

※自立とは…「3つの自立」に向け、それぞれに合った支援を行います。

- ・「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」の3つを指します。

生活保護を受けるまで

①相談

困っていることなどをお聞きし、生活保護制度の仕組みや、他の社会保障制度などの活用について説明をします。

相談の時には生活状況や資産状況、親族との交流状況をおたずねします。

②申請

生活保護の申請は、本人の意思で申請することが必要です。

また、事情があって、本人が申請できない場合は、扶養義務者や親族、同一生計の者などが代理で申請することもできます。

ただし、本人が急迫した状況にあるときは、福祉事務所が職権で生活保護を適用する場合があります。

なお、生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

③調査

生活保護の申請を受けると、福祉事務所は以下の調査を行います。

- ・住まいの状況や生活の様子などを把握するための実態調査
- ・預貯金、保険、不動産などの資産調査
- ・扶養義務者による扶養（仕送りなどの援助）が可能なかどうかの調査

＊扶養義務者や親族からの援助は保護を受ける要件ではありません。

ただし、仕送りや養育費などの援助を受けた場合には収入として認定し、保護費を減額するなどの調整を行います。

また、事情があり扶養照会をしてほしくない方については詳しく理由をお聞きし、調査の検討をしますので必ず事前に相談をしてください。

- ・年金、手当等の給付、働いて得た収入などの調査
- ・働くことが可能なかどうかの調査

④決定

生活保護を受けられるかどうかは、申請のあった日から、原則14日以内（特別な事情がある場合は30日以内）で調査結果をもとに判定し、決定されます。



生活保護を受けるには

生活保護を受けるには、利用できる資産、能力、その他の制度を活用することが必要です。これらを活用してもなお最低限度の生活が維持できない場合に不足する部分を生活保護で援助します。

○資産の活用

現金、預貯金、生命保険、不動産、自動車*、有価証券、貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てる必要があります。

*生活保護を受けている期間は、自動車の保有や使用は原則認められません。他人名義であっても同じです。

ただし、特別な事情がある場合は保有が認められる場合がありますので必ず相談してください。

なお、125CC以下のオートバイ・原動機付自転車は要件を満たす場合は保有が認められるため、必ず相談をしてください。

生命保険や学資保険については契約内容や解約返戻金の有無（金額）、保険料によっては保有が認められる場合があります。

不動産についても居住用の土地・家屋は原則として保有が認められます。

なお、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ*）」を利用できる場合は生活保護に優先して活用してください。

*リバースモーゲージとは

65歳以上の世帯などが住居を担保にして住み続けながら生活資金の貸し付けを受ける制度

○能力の活用

働くことが可能な方は、その能力や状況に応じて働く必要があります。

求職活動を行うにあたり就労支援も行っています。

ただし、高齢や病気、障がいなどで働くことができない人は治療などによる問題の解決が優先とします。

○扶養義務者からの援助の活用

親、子ども、兄弟姉妹などの親族から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

なお、保護申請があった時や保護受給中においても、援助の可否についてお伺いします。

ただし、扶養義務の履行が期待できない方や明らかに自立の妨げになる方については照会を見合わせることもありますので、ご相談ください。

【扶養の履行が期待できない、自立の妨げになる方の例】

- ・概ね70歳以上の高齢者、施設入所中や長期入院の方
- ・長期間、音信不通状態である
- ・DV（配偶者からの暴力）を受けている、虐待を受けたことのある相手など

○他の制度の活用

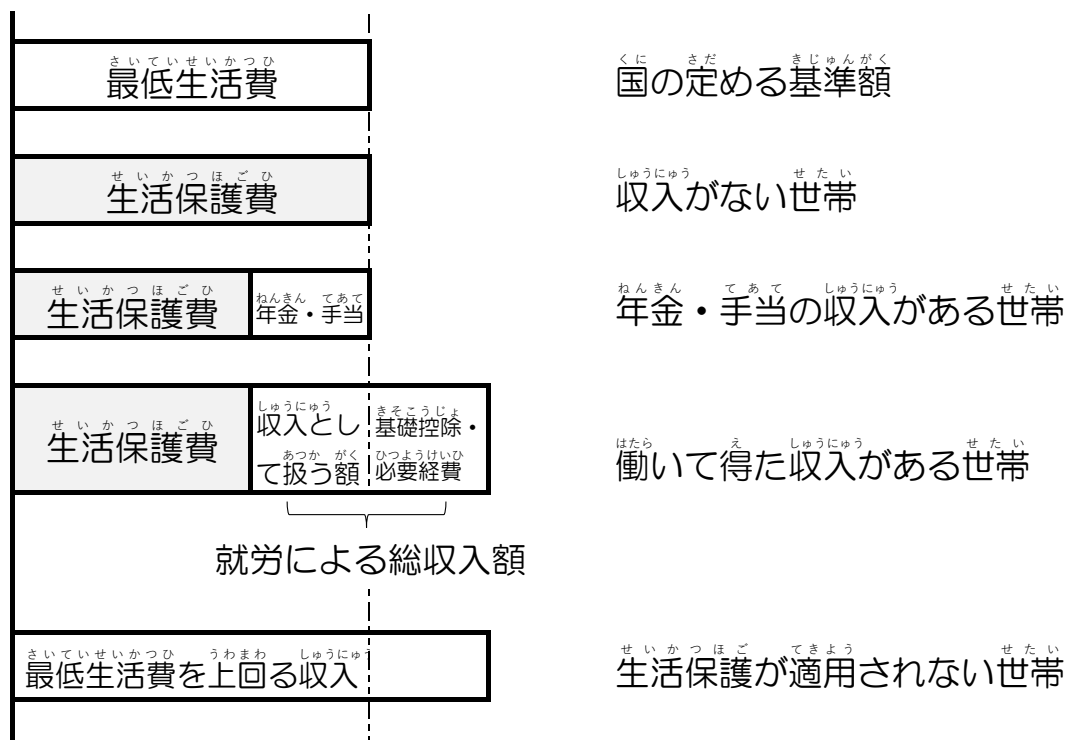
生活保護以外にも、年金・各種手当等からの給付を受けることができる場合には、まずそれらを活用してください。

例：公的年金、雇用保険、傷病手当、児童・児童扶養手当、
自立支援医療（精神・更生医療・育成医療）など

生活保護の仕組み

生活保護は、国が定める基準に基づき計算される「最低生活費」と世帯全体の収入額を比べて、不足する額を生活保護費として支給します。

生活保護では世帯を単位として決定されます。世帯の認定は、同一の住居で居住し、生計を一にしている方は同一世帯員として認定します。



*最低生活費（国が定めた基準）とは、世帯の人数、年齢、障がい等の状況により計算された額です。

*収入とは、世帯員が働いて得た収入、年金や各種手当、親族からの援助、預貯金、保険金、資産の活用で得た収入の合計額です。

*生活保護費は、世帯の収入の増減によって変動するため定額ではありません。

*働いて得た収入については、控除が認められています。

生活保護が始まったら

生活保護が決定した方には、担当ケースワーカーが自立に向けた支援を行います。

生活保護を利用する方は、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

①生活扶助

衣食、光熱水費などの日常生活のための費用。

また特別な需要がある世帯には、次のような加算があります。

例) 児童養育加算、母子加算、障害者加算など

②住宅扶助

家賃、地代等の住宅に係る費用（共益費・管理費は除く）

③教育扶助

義務教育に必要な学用品、給食費などの費用

④医療扶助

病気やけがのため病院、薬局に係る費用

（保険診療範囲内であれば原則自己負担は発生しません。）

⑤介護扶助

介護認定を受け、介護サービスを利用する際の費用

⑥出産扶助

出産にかかる費用（限度額の範囲内）

⑦生業扶助

高等学校などの就学費用や就職するために必要な技能や資格の取得のために係る費用

⑧葬祭扶助

世帯員などが亡くなり葬儀の喪主となった場合に必要な葬祭費用

その他の扶助・給付金

●一時扶助

通常の保護費以外で臨時的に費用が必要になった場合、一時扶助として支給することがあります。

見積書が必要な場合や一定の条件がありますので、必ず担当ケースワーカーに事前に相談してください。

例)

常時失禁者の紙おむつ代、通院時の交通費（どちらも主治医の意見書が必要）

眼鏡やコルセットの購入費用（事前に申請が必要で現物給付）

家の修理や補修が必要な時、認められる理由があり転居する時の敷金や移送費

保護の開始時や長期入院後に居宅生活を開始する場合等で、冷暖房器具、炊事用具・食器の購入費

●就労自立給付金

就労収入の増加により生活保護を必要としなくなった方に対して支給できる場合があります。

●進学・就職準備給付金

生活保護受給世帯の子供が高校を卒業し、大学や専門学校等への進学、
又は就職が決定する際に一時金を給付します。

その他、NHK放送受信料、国民年金保険料、住民税・固定資産税などの
減額や免除を受けることができます。

生活保護費の支給について

①毎月の生活保護費

保護費の支給は、原則毎月5日です。

（5日が土日・祝祭日に当たるときは、その直前の平日になります。）

支給は原則として口座振替です。窓口支給の場合は通知書と印鑑を持っ
て福祉事務所の窓口に取りに来てください。

②臨時の生活保護費

通学定期代など臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費に
併せて支給するか、臨時的に支給します。

生活保護の権利と義務

●生活保護を受ける方の権利

①決定された保護は正当な理由がない限り、生活保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなるなどの不利益を受けることはありません。

②生活保護により支給された金品・物品を差し押さえられたり、税金がかけられたりすることはありません。

③福祉事務所の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に山口県知事に対して、審査請求を行うことができます。

●生活保護を受ける方の義務

①生活上の義務

働ける人はその能力に応じて就労を行ってください。病気やけがのため働くことができない場合は、治療を受け、健康の増進・保持に努めてください。

また、生計の状況を適切に把握するとともに、節約を心がけ、生活の維持及び向上に努めてください。

②届出の義務

生活状況に変化があった場合は、必ず届出を行ってください。

例) 世帯の中で変化があった時

(入退学、休学、就退職、転入出、結婚、離婚、交通事故、出生、死亡など)

健康保険の資格を取得・喪失など変更があった時

住所や家賃・地代が変わるとき

身体障害者手帳等の取得・更新・喪失や自立支援医療受給者証等の取得・喪失・更新があった時

どんなものでも収入があった時、増減した時

収入申告を適正に行えば次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができる場合があります。

※控除：ある金額（収入）から一定の金額を差し引くことです。

控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額にに応じて、一定の金額が控除されます。
②未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入（収入申告が必要です）	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、クラブ活動費など就学に必要な費用、また大学・専門学校の入学金、自立更生のために充てられると認められたものについては、収入として認定しない取扱いができます。	

③指導・指示に従う義務

地区担当員（ケースワーカー）が行う生活の維持・向上や自立のために必要な指導・指示には従ってください。また、必要な訪問や調査を拒否しないでください。

なお、正当な理由がなく、指導や指示を守らないときは、やむを得なく保護の変更や停止、廃止することがあります。

④譲渡禁止

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

生活保護費の返還について

以下のような場合に、支給した保護費（医療、介護サービス費を含む）を返してもらうことがあります。

ただし、世帯の自立助長の観点などから返還が一部免除される場合があります。

- 生活保護を開始する時、処分できなかった土地・家屋、貴金属などの資産を受給後に売却して現金を受け取ったとき
- 保険の解約返戻金や給付金などを受け取ったとき
- 各種の年金、手当を遡って受け取ったとき
- 交通事故などで示談金、補償金などを受け取ったとき
- 保護費の支給後に収入があったことが分かった場合、または収入が増えたことが分かった場合

など

生活保護費の徴収について

事実と違う申告をしたり、故意に収入申告を行わなかった場合や福祉事務所が説明を求めた際に応じない、虚偽の説明をした場合は不正受給と判断されます。

不正な手段により保護を受けたときは、保護費の全部または一部を徴収するだけでなく、徴収金が加算されることや罰せられることがあります。

医療機関へかかるときは

医療機関を受診したいときは、事前に福祉事務所の窓口で「保護変更申請書（傷病届）」の申請に来てください。

必要なことを記載した「診療依頼書」を受け取って、医療機関の受付へ提出してください。

「診療依頼書」は個人、月、医療機関ごとに提出が必要になります。

または、マイナンバーカードを利用して受診することも可能です。

利用には事前の手続きが必要です。

！注意してください！

- 国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証は使うことができません。

ただし社会保険証（勤務先の健康保険証）は、引続きお使いください。

お持ちの方は地区担当員にあらかじめ提示しておいてください。

- 急病で、夜間・休日あるいは救急の受診で福祉事務所への連絡ができないときは、「夜間・休日診療依頼書」を提示してください。

後日、福祉事務所へ受診したことを連絡してください。

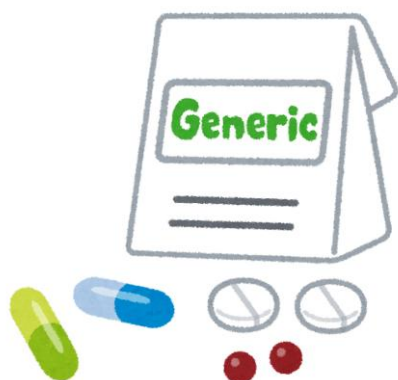
- 自立支援医療（精神通院）、指定難病医療費助成など他の制度が利用できるときは必ず手続きしてください。

- 同じ病名や診療科目で複数の病院に受診することはできません。

また、同じ内容の薬を2つ以上の医療機関で処方してもらうこともできません。その場合は指導の対象となります。

- 医療機関から、眼鏡やコルセットなど治療に必要なとの指示があった場合は、購入前に必ず地区担当員に相談をしてください。通院交通費がかかる場合も事前に相談してください。

- 入退院のときは、地区担当員に連絡をしてください（入院が1ヶ月以上になると保護費が変更になります）。
- 医薬品（処方薬）は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が原則となります。医師から使用不可との指示がない限り、地区担当員の判断や受給者の希望で先発医薬品の使用への変更は認められません。
- また、薬の手帳を作って、医師・薬剤師に提示し、適切な服薬管理をしましょう。
- 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうを受けたいときも、必ず事前に地区担当員に相談してください。



地区担当員（ケースワーカー）について

各地域を担当している地区担当員（ケースワーカー）と呼びます。

地区担当員（ケースワーカー）は定期的に家庭訪問を行い、生活の相談に応じるとともに必要な調査を行い、一日も早く自立した生活を営めるように助言・指導を行います。

地区担当員（ケースワーカー）には守秘義務があり、個人の秘密は固く守りますので安心して相談してください。

なお、地区担当員は世帯の支援は行いますが、アパートの保証人や入院時の身元引受人等になることはできません。

民生委員について

お住まいの地域には、福祉事務所と協力関係にある民生委員がいます。

生活面での心配事があればご相談ください。

民生委員も個人の秘密は固く守りますので、ご安心ください。

あなたの世帯の地区担当員（ケースワーカー）は
_____です。

あなたの地区の民生委員さんは
_____です。

でんわ
電話：

といあわ さき 問合せ先

はぎしふくしじむしょ（はぎしやくしよふくししえん かせいかつしえんかかり）
萩市福祉事務所（萩市役所福祉支援課生活支援係）

〒758-8555 はぎしおおざえむかい ばんち
萩市大字江向510番地

でんわ
電話：0838-25-3236（ちよくつう
直通）

0838-25-3131（しやくしよだいひょう
市役所代表）